

第1章

損害回復・ 経済的支援等への 取組

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係） | 2 |
| 2 | 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係） | 11 |
| 3 | 居住の安定（基本法第16条関係） | 15 |
| 4 | 雇用の安定（基本法第17条関係） | 18 |

損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

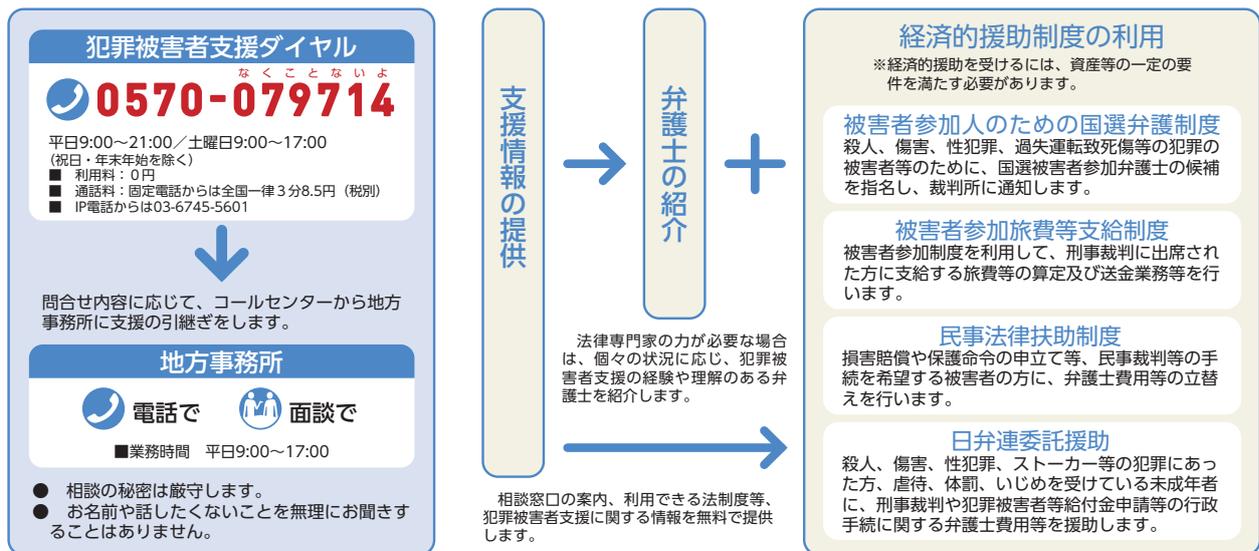
【施策番号1*】

ア 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法

律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（法テラスウェブサイト「法テラスの目的と業務(民事法律扶助業務)」：https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/）。

犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民

法テラスによる犯罪被害者支援業務



提供：法務省

事裁判等手続を通じて損害賠償を求める必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することによって当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することができ、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命

令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる。さらに、26年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても、民事法律扶助制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

* 第3次基本計画（P127基礎資料3参照）との対応状況を明らかにするために付したものの。

【施策番号2】

イ 法テラスにおいては、犯罪被害者等の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けている弁護士を紹介している。令和2年3月末現在、3,781人の弁護士を紹介用名簿に登載しており、元年度中の紹介件数は1,355件であった。

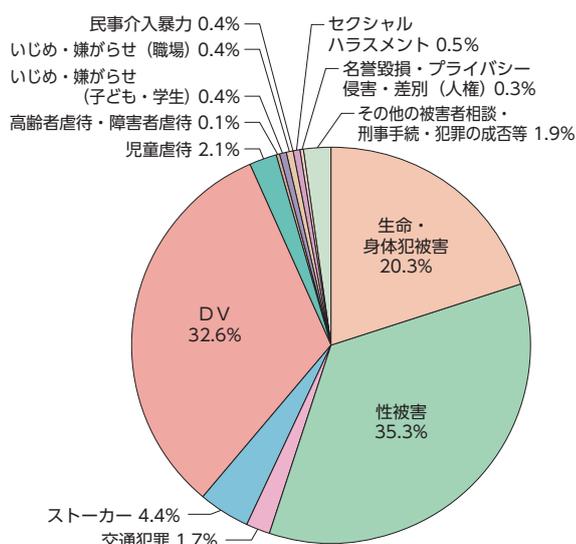
また、犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、上記紹介用名簿に登載している弁護士等を対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

法テラスによる支援

| 業 務 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 犯罪被害者支援業務 | | | | | | | | | | | |
| 精通弁護士紹介件数 | 898件 | 929件 | 877件 | 1,013件 | 1,330件 | 1,491件 | 1,603件 | 1,677件 | 1,705件 | 1,795件 | 1,355件 |
| 精通弁護士名簿登載者数 | 1,839人 平成22年4月現在 | 2,028人 平成23年4月現在 | 2,364人 平成24年4月現在 | 2,454人 平成25年4月現在 | 2,705人 平成26年4月現在 | 3,008人 平成27年4月現在 | 3,441人 平成28年4月現在 | 3,663人 平成29年4月現在 | 3,736人 平成30年4月現在 | 3,723人 平成31年4月現在 | 3,781人 令和2年4月現在 |

提供：法務省

弁護士紹介案件の被害種別内訳（令和元年度）



提供：法務省

フレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償命令制度について紹介している（P54【施策番号128】参照）。

損害賠償命令制度については、制度導入以降、令和元年末までに3,078件の申立てがあり、このうち2,994件が終局した。その内訳は、認容が1,378件、和解が693件、終了（民事訴訟手続への移行）が394件、取下げが335件、認諾が127件、却下が43件、棄却が7件等である*。

また、これまで、多くの検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。平成30年に15件の被害回復給付金支給手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約5億5,179万円であった。

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

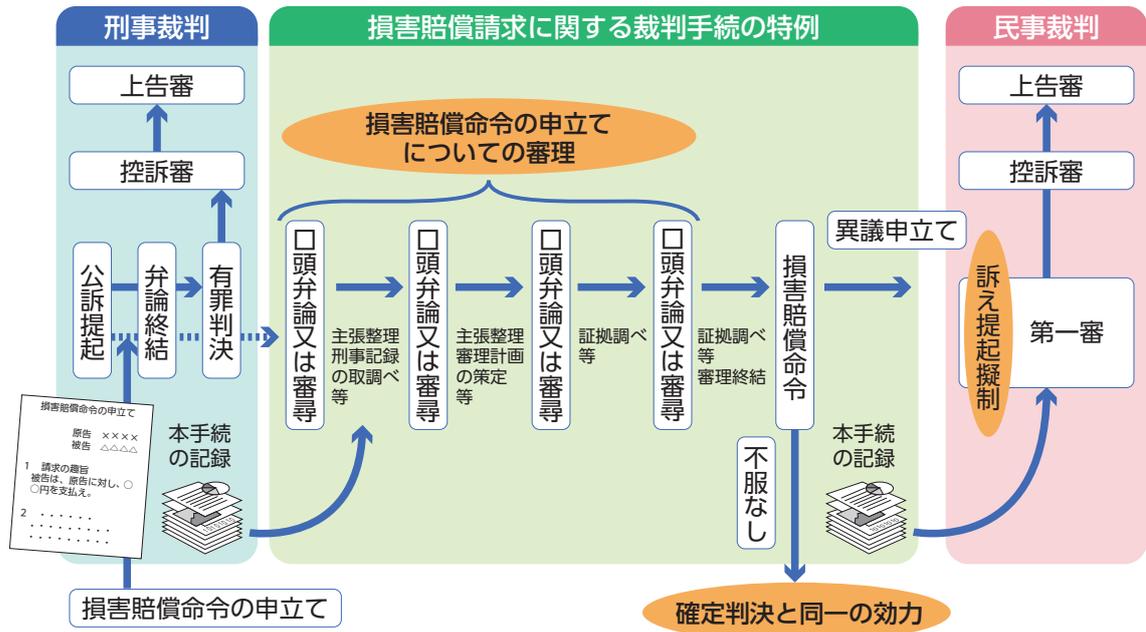
【施策番号3】

警察においては、「被害者の手引」（P84【施策番号196】参照）等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパン

* 最高裁判所事務総局の資料による。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



提供：法務省

被害回復給付金支給制度

基本的な支給手続の概要

刑事裁判により犯人が財産犯等の犯罪行為により得た財産（犯罪被害財産）のはく奪（没収・追徴）
（外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」については、外国からの譲受け）

検察官による支給手続の開始

- 支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載
- 把握している支給対象者に通知

申請期間内に検察官に申請書を提出

- 被害を受けたことやその被害額を示す資料、本人確認書類（運転免許証等）の写し等の所要の資料を添付

検察官による申請内容のチェック、判断（裁定）

検察官から申請人に対し判断の結果を記載した「裁定書」の謄本の送付

全ての裁定、費用等の確定

被害回復給付金の支給

* 検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の状況

| 年次 | 支給手続開始決定件数 | 開始決定時給付資金総額 |
|-------|------------|-------------|
| 平成25年 | 18件 | 約1億4,600万円 |
| 平成26年 | 15件 | 約2億5,401万円 |
| 平成27年 | 13件 | 約8,308万円 |
| 平成28年 | 8件 | 約9,750万円 |
| 平成29年 | 16件 | 約3億8,987万円 |
| 平成30年 | 15件 | 約5億5,179万円 |

提供：法務省

閲覧・謄写、不起訴記録の閲覧等の制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等を通じて犯罪被害者等へ配布しているほか、ウェブサイト上に同パンフレットを掲載するなどして、制度の周知を図っている（P54【施策番号128】参照）。また、検察官等に対しても、会議や研修等の機会を通じて刑事和解等についての理解を深めさせており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるように努めている。

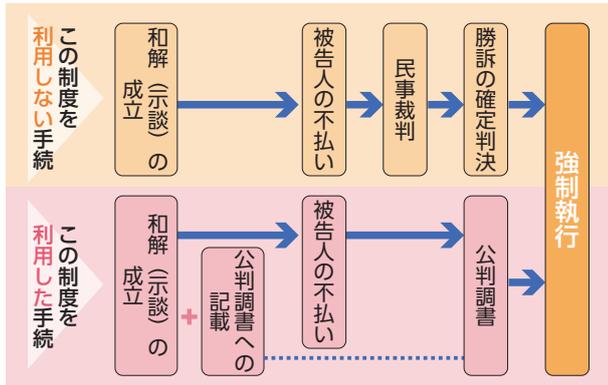
刑事和解制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、制度導入（平成12年11月）以降令和元年末までの間に702件、うち元年は18件であった。

(3) 刑事和解等の制度の周知

【施策番号4】

法務省においては、刑事和解、公判記録の

刑事和解制度



提供：法務省

刑事和解制度の状況

| 年次 | 事例数 |
|-------|-----|
| 平成27年 | 17 |
| 平成28年 | 23 |
| 平成29年 | 26 |
| 平成30年 | 18 |
| 令和元年 | 18 |

- (注)
- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
 - 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
 - 3 平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

提供：法務省

(4) 保険金支払の適正化等

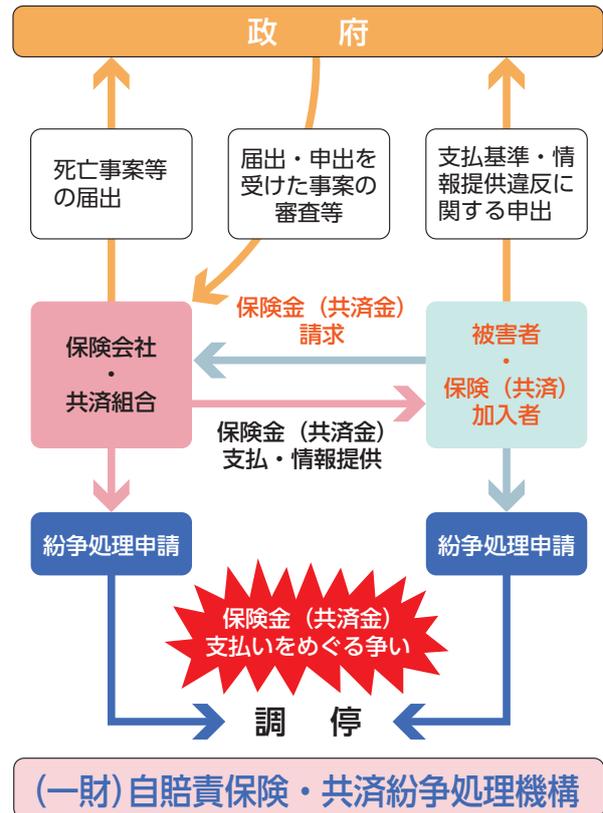
【施策番号5】

ア 国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）に関して、保険会社・共済組合（以下「保険会社等」という。）による被害者等に対する情報提供措置の義務付け、保険会社等への立入検査（平成30年度実績：53か所）や死亡等重要事案の審査（30年度届出件数：10万1,949件）に伴う指示等を通じて保険金支払の適正化を図っている。また、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関である一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）では、自賠責保険金の支払等に関する紛争処理のため、被害者等からの

紛争処理申請に基づき、弁護士、医師及び学識経験者により構成される紛争処理委員による調停を行っている。30年度の紛争処理審査件数は、808件となっている。

自賠責保険・共済の保険金（共済金）支払の仕組み

（平成14年4月以降）



提供：国土交通省

紛争処理の状況

| 年度 | 紛争処理審査件数 |
|--------|----------|
| 平成26年度 | 871 |
| 平成27年度 | 940 |
| 平成28年度 | 968 |
| 平成29年度 | 950 |
| 平成30年度 | 808 |

提供：国土交通省

【施策番号6】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」（17

年8月策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備についての検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられる情報を活用して、保険会社の検査・監督を行っている。

【施策番号7】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談あっ旋等により被害者等が迅速かつ適切な損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター (<https://www.n-tacc.or.jp/>) に対して支援(補助金交付)を行っている。

当センターの相談、示談あっ旋、審査の流れ



提供：国土交通省

令和元年度は、同センターが相談所を全国157か所(うち42か所で示談あっ旋を実施)で、延べ1万2,249日開設し、3万6,941件の事故相談を無料で受け付けた。

無料事故相談の状況

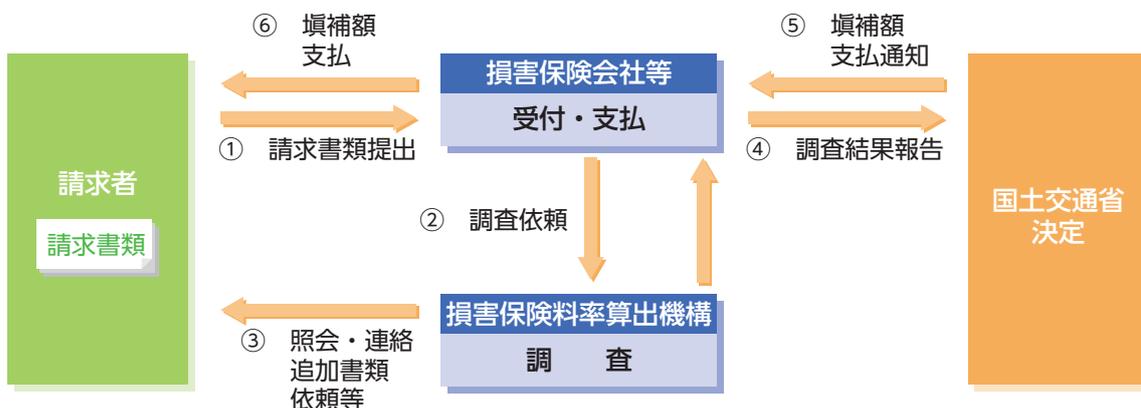
| 年度 | 延べ開設日数 | 無料事故相談件数 |
|--------|--------|----------|
| 平成26年度 | 8,115 | 48,396 |
| 平成27年度 | 11,880 | 44,886 |
| 平成28年度 | 11,829 | 42,000 |
| 平成29年度 | 12,103 | 37,731 |
| 平成30年度 | 12,019 | 35,721 |
| 令和元年度 | 12,249 | 36,941 |

提供：国土交通省

【施策番号8】

エ 自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対して、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業によって、本来の賠償責任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害の填補を行っている(国土交通省ウェブサイト「自賠責保険ポータルサイト」：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>)。政府保障事業における平成30年度の損害填補件数は851件であった。

政府保障事業



提供：国土交通省

(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

【施策番号9】

法務省においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当等相当なものとして認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部を支給し、当該受刑者が犯罪被害者等への損害賠償等に充当する制度を運用している。

同制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得等の冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号10】

警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申

出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている（警察庁ウェブサイト「組織犯罪対策部」：<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/index.html>）。

また、弁護士会、都道府県暴力追放運動推進センターと連携しているほか、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供、保護対策等の支援を行っている。

令和元年中に警察等が支援した暴力団関係事案に係る援助の措置件数は17件、民事訴訟件数は49件であった。

また、同センターにおいては、暴力団員による被害の相談活動のほか、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給等も行っている（全国暴力追放運動推進センターウェブサイト：<http://fc00081020171709.web3.blks.jp/index.html>）。

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施

【施策番号11】

平成27年8月、内閣府においては、犯罪被害者等に対する加害者による損害賠償の実態を把握するため、日本弁護士連合会が行う調査に協力した（調査結果については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/index.html>）を参照）。

なお、犯罪被害者等に特化したものではなく、民事執行一般についてであるが、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設等を盛り込んだ民事執行法等一部改正法が令和元年5月に成立し、一部の例外を除き2年4月1日から施行された。この改正は、加害者の損害賠償責任の実現に資するものといえる。

暴力団関係事案に係る支援状況

| 年次 | 援助の措置件数 | 民事訴訟件数 |
|-------|---------|--------|
| 平成22年 | 225 | 90 |
| 平成23年 | 328 | 63 |
| 平成24年 | 193 | 51 |
| 平成25年 | 104 | 54 |
| 平成26年 | 75 | 46 |
| 平成27年 | 72 | 42 |
| 平成28年 | 52 | 53 |
| 平成29年 | 27 | 57 |
| 平成30年 | 20 | 40 |
| 令和元年 | 17 | 49 |

コラム
1

妹へ

公益社団法人くまもと被害者支援センター
犯罪被害者御遺族

私の妹は年齢的には四つ離れていました。

四歳の私は当時住んでいた、実家の近くの保育園に通っていました。

四歳というと、気になるような女の子もいまして、妹ができると知った私は『○○ちゃんと同じ名前がいい!』と、両親に話したのを覚えています。

妹は私たち兄妹の中では一番下で次女にあたります。八月生まれの妹はまるでひまわりのように、周囲を明るくしてくれるそんな子でした。末っ子ながら、とても周囲に気を遣える妹でした。両親や私や長女、あるいは友人や祖父母の誕生日には自分でためたお小遣いを使いプレゼントを買ってくれ、喜ぶ私たちの顔を見てもっと喜ぶような、そんな妹でした。

中学校・高校と進むにつれ、くだらない言い合いも減り、その代わり思春期特有の悩みが出てきたようでした。時折ですが、友人のこと、学校のこと、恋愛のことで相談のメールをくれることがありました。妹がそんなことで悩むようになったことに年齢の成長を感じると共に、兄として自分を頼ってくれることが嬉しくて真剣にアドバイスをしていました。そんな矢先の出来事でした。

妹が家に帰ってこない。

そう聞いたのは忘れもしない大学四年次のゴールデンウィークの日でした。

当時、私は中国地方にある大学の四年生で、卒業論文に追われていました。そんなさ中の父からの凶報でした。

『急いで警察に届け出たほうがいい』そうは父へ伝えながらも、「明日になれば帰ってくるだろう」と楽観的に考えていました。結果として妹はその約一か月後に無残な遺体として発見されることとなります。『やっぱり帰ってこん』翌朝、父からそう連絡を受けた私は、新幹線に飛び乗り実家へ急ぎました。実家に戻ってからの一か月は正直あまり記憶がありません。警察の方が自宅へ来られ、心当たりのある場所を探し、と目まぐるしかったはずなのですが、振り返るとほとんど覚えていないのです。「きっと帰ってくる」そう希望を持ち続け五月の下旬の私は大学のある街へ戻りました。講義も身に入らず、心配する日々が続きました。

そして、忘れもしない六月七日の日、父から『遺体で発見された』と連絡が入りました。直ぐに実家に戻ろうとしましたが、実家周辺にはマスコミがいる可能性があるため、長女が住んでいた寮に向かうこととなりました。駅からその寮までも高速で一時間以上かかります。事情を知っていた友人に迎えを頼み、新幹線に乗り込みました。学生の身分であった私にとって新幹線に乗るということは、帰省の一つの楽しみでもありました。普段駅に迎えに来てくれる、あるいは実家で待っていてくれる家族みんなと過ごす時間が大好きでした。幼い頃から喧嘩ばかりでしたが、どんな時でも優しく、家の雰囲気をも明るくしてくれた妹。自分が大学生になってからは、ちょっとしたお土産であたり少額ながらも兄貴ぶって小遣いを渡したり。それで喜んでくれる妹。

しかし、次に会ったときには、その笑顔を見ることも、「ありがとう!!!にいちゃん!」の言葉も聞くことも叶いませんでした。DNA鑑定が行われ、見つかった遺体がはっきりと妹であると確認された時、父だけが泣いていました。私と長女は涙が出ませんでした。あまりにも現実味がなく、そこに自分はいるのだけれど、まるで夢でも見ているような、そんな気分でした。

その後しばらくして、遺体が見つかった現場に警察の方と行くことになりました。とても奥深い山の中。木の根元に横たわっていたそうです。しかし、その現場まで行くことはできませんでした。

やはり、発見現場にもマスコミが来ていたからです。警察の方々の御配慮で、車の中から説明を受けただけでした。そして、警察署の安置所で、約一か月ぶりに遺体袋に入れられた妹と扉越しに対面しました。遺体を直接見たわけでもなく、DNA鑑定のみでの妹の死。まったく現実味のない話でしたが、安置所の扉の向こうには確かに妹がいるのだと、警察の方々は仰います。しかし、扉を前にした途端、私も長女も父も涙が止まりませんでした。約一か月越しの妹との対面は、あまりにも残酷で、非現実的で、信じられませんでした。もちろん父や長女にとってもそうです。三人で扉の前で声をあげて泣きました。もう二度と笑顔の妹には会えないのだと。もう二度と、話すことも、触れることも笑いあうこともできないのだと。初めてはっきりと実感した瞬間だったのかもしれない。

警察の方によると、外見からの判別は難しく、髪の毛も一握りしか残っていなかったと聞かされました。長女としては、『ちゃんと確認しないと信じない！信じられない！』と気持ちが強くあったようです。しかし、キレイ盛りだった妹。化粧やおしゃれを覚え始めていた妹。そんな記憶に残る可愛らしい妹のまま天国に送り出してあげようと説得しました。

葬儀の前夜、つまり通夜の日でした。茶毘にふす前にもマスコミが大勢家の周辺にいるからと結局自宅には帰れませんでした。しかし、妹は母からもらったぬいぐるみや、小物等を持っていましたので、兄としては何とか一緒に天国へ送ってあげたいという思いがありました。深夜に友人と二人、まるで泥棒のようにこそこそと自宅へ戻り、ほんの少しではありますが妹の持ち物を運び出しました。自宅に戻るのにもなぜこのように人目をはばからなければならないのか、とても悔しい思いをしたのも覚えています。

茶毘にふし、お骨の状態になった妹。お骨での葬儀でしたが、葬儀にはたくさんの方々が参列してくださいました。ここまで大勢の人に愛され、育てられた妹がなぜ、あのようなむごい仕打ちを受けなければならなかったのか。釈然としないまま葬儀を終えました。

葬儀を終え、皆様温かい言葉をかけてくださいます。『しっかりしなっせね』『いつまでも悲しんでると天国で妹さんが悲しみなるけんね』と気にかけてくださいます。しかし、私としてはこの時間が苦痛で仕方がありませんでした。果たしてどれだけの人々が、妹の苦しみをわかっているのだろうと。無責任な言葉をよく吐けるなど。当時は思っていました。特に辛かったのは『お父さんをしっかり支えてあげてね』の一言でした。では、私と長女のことは一体誰が支えてくれるのかと…。父だけが、母だけが苦しいわけではないのです。兄である私、姉である長女、兄弟姉妹も同じだけの悲しみを背負っているのです。たかが、一言です。父を思いやってかけてくださった言葉でしょう。しかし、ほとんどの方がこの言葉を仰います。涙をこらえて、来てくださった方を見送る中で、私と長女に何人も、何人も。もちろん、辛かったね。きつかったね。と私たちを思いやる言葉もありました。しかしその後、『でもお父さんもつらいからね。しっかりね』と父への言葉が続きます。同じだけの辛さを遺族は抱えていることを知ってほしかった…。

事件に関して、妹の事件が発覚してから【くまもと被害者支援センター】から二名の支援員の方が、私たち遺族の支援に携わってくださっていました。裁判のしるしや流れ、その他の事件に関することを支援してくださいました。支援員の方々は、私も父も同じ遺族として扱ってくださったように思います。

そして、私は裁判にも参加をしました。父と検事と同じ場で、被告の男が裁かれるのを待ちました。ある日の日程では、自分でも気付かないほど精神的に参っていたのでしょうか。呼吸することもままならなくなり、救急搬送されました。父には裁判に残ってほしいと伝えたのですが、自分に付き添ってくれました。このことに関しては今でも申し訳なく思っています。

そして、私が退院する日が判決の出る日でした。私は裁判所に向かいタクシー内のラジオで判決を知りました。求刑より短い懲役刑。裁判は遺族のために行うものではありません。権利・理非に関する争いを、法の適用によって解決すること。また、その過程。だそうです。裁判員制度での裁判でしたが、一般市民が参加することも、裁判を行い被害者遺族の意見陳述も意味がないものだと痛感しました。私にはこれと言って法の知識があるわけではありません。しかし、手続にのっとって粛々と判決を出す裁判は無意味であると思います。過去の判例と照会し、判決を出す裁判長。私が病院に運ばれた時も最後まで気付かなかった裁判長。思い出しても腹が立ちます。所詮は仕事なのでしょうね。

犯人に対してもそうです。十八年の実刑判決が出たにもかかわらず、拘留所内で自殺した犯人。もちろん裁判では極刑を遺族は望みます。それでも、限りある十八年という実刑に対して、妹の死に対して、犯人にはきちんと向き合ってほしかった。その十八年すら妹は生きることができませんでした。これから就職し、家庭を作り、人並みの幸せを得ることすらできなくなった妹。自分の罪に対し、考えることを放棄し、自ら命を捨てた犯人。妹は生きたかったはずで、生きていたかったはずで、その命を簡単に捨て去った犯人。当時は、言葉では形容しがたい負の感情が湧きあがっていました。

妹に関しても、少なからず叱ってやりたい気持ちはあります。見知らぬ人と会うことの危険さ。高校生にもなって分からなかったのかと。しかし、反面、それを伝えてこなかったのは残った家族の責任です。もっともっと話をするべきでした。

社会は加害者に甘く、被害者遺族に優しくはありません。加害者は法に守られますが、被害者遺族を守ってくれるものではありません。もちろん警察の方、検事の方、被害者支援センターの方。様々な方々が私たち遺族を支えてくださいます。事件から数年たった今では一部のマスコミの方への印象も随分と変化がありました。報道の自由を語り、土足で気持ちを踏みにじろうとするマスコミの他に、使命感を持たれた方もいらっしゃいました。妹の命日には手紙や花束を贈ってくださり、遺族と向き合いながら、事件を風化させまいと、思いをもって関わってくださる方。そういった方がいらっしゃることも私たち遺族の大きな支えとなっています。私たちは一人ではないということを知らせてくれます。妹のことを知ってくださる皆様一人一人が妹が生きていたという証です。

実際問題、私自身もテレビやインターネットで報道される悲しい事件に関しても一定の関心は抱きながらも、あくまで他人事であり、画面越しの現実味のないものとして感じていました。妹のこととして、家族のこととして経験したときに初めて、現実にあることなのだと痛感します。世間の大多数の方々は、おそらく事件にあう前の私と同じ感覚であろうと思います。だからこそ、そうならぬように。事件の当事者となってしまった私から、妹のことを伝えていきたいと思っています。それが兄貴としてできることだと思っています。

最近では妹の声すら思い出すことが出来ません。失ったものばかりのこの数年でしたが、いまだに夢で妹のことを見ます。夢の中で会える妹は一番元気だった小学生時代の姿が多いような気がします。元気な声で『お兄ちゃん！遊ぼう』と声をかけてくれます。もちろん目が覚めると声は覚えていません。本当は一緒に酒を飲みたかった。自分の運転する車に乗ってほしかった。自分に子供ができたら抱いてほしかった。もっともっと話をしたかった。なんでもいい。生きてさえいてくれたら。兄貴として何もしてあげることができませんでした。それでも、妹が生きていたんだという証を残したい。その思いで今回手記という形で記させていただきました。

一人でも多くの方にこの証が届くよう。伝わるよう。願ってやみません。

兄貴より

生まれ変わっても、また、家族に。

- ※ 「犯罪被害者の声第13集」のために、公益社団法人くまもと被害者支援センター発行の手記集「もう一度、微笑んで - 第八集 - 」掲載の手記に加筆修正されました。

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行
「犯罪被害者の声第13集」より

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 犯罪被害給付制度に関する検討

【施策番号12】

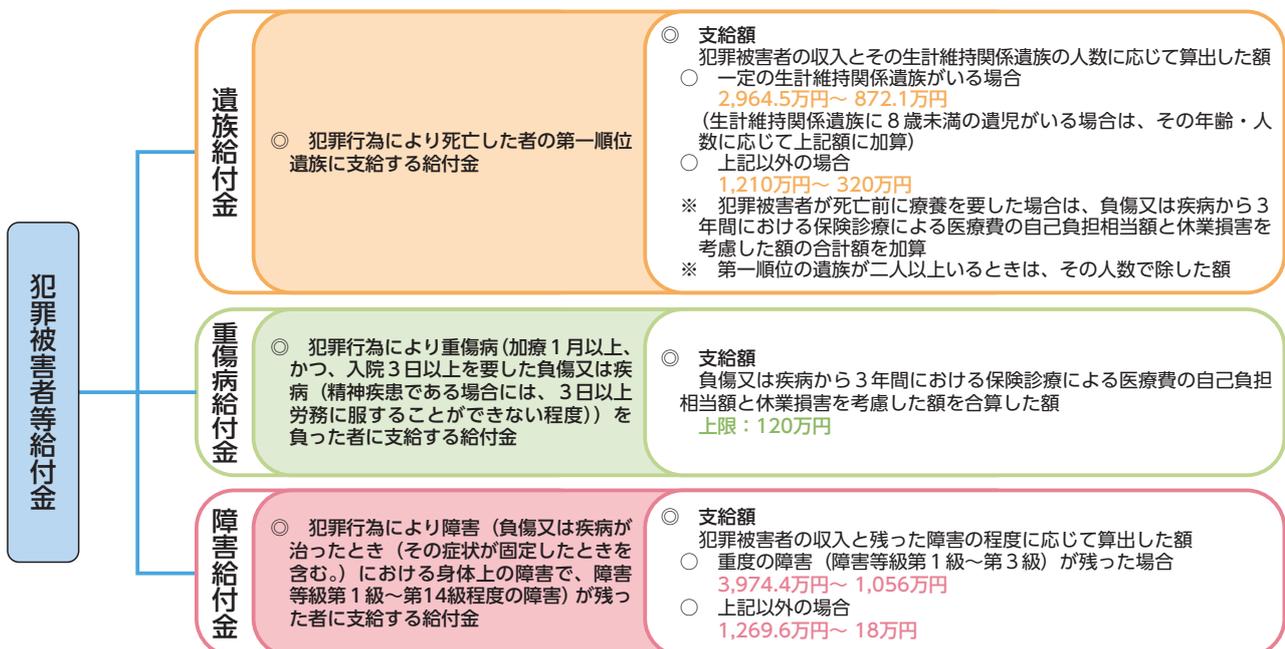
犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

犯給制度について、平成20年7月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等を、21年10月には、

配偶者からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には、全額支給ができるようにするための特例規定の見直しを、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を受け、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

また、第3次基本計画を受け、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、28年度末までに所要の調査を行い、29年4月から、「犯罪被害給付制度

犯給制度の概要



に関する有識者検討会」を開催して検討を行い、同年7月に取りまとめられた提言を踏まえ、犯給制度の改正を行い、30年4月から施行された。

(2) 現行の犯給制度の運用改善

【施策番号13】

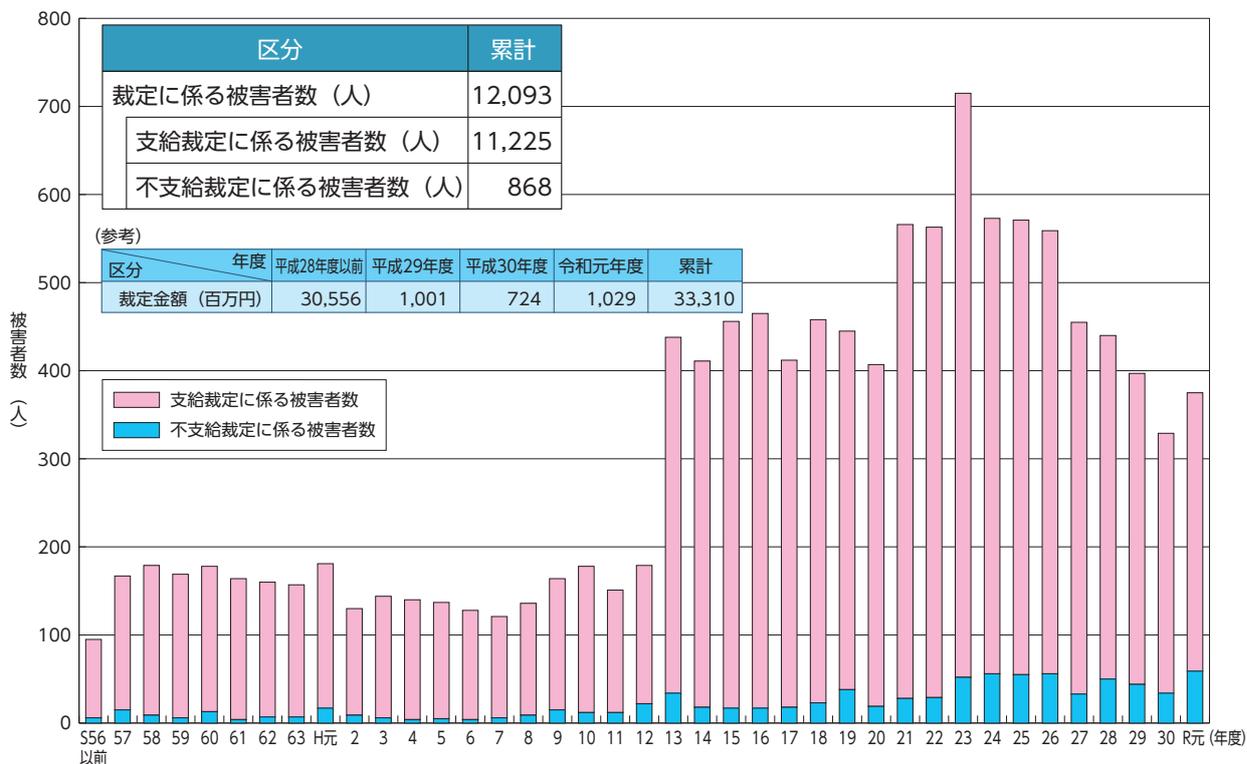
警察庁においては、都道府県警察に対して、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用面の改善を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付金制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対

しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。

平成30年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約7億2,400万円、令和元年度は約10億2,900万円であった。また、平成30年度の裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約6.6か月（前年度比0.2か月増加）、中央値は約4.1か月（前年度比0.1か月減少）、令和元年度の平均は約7.8か月（前年度比1.2か月増加）、中央値は約5.3か月（前年度比1.2か月増加）であった。

今後も、警察庁では、都道府県警察に対して、迅速な裁定、犯給制度の周知徹底等の運用面の改善を指導していく。

犯罪被害給付制度の運用状況



(3) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(初診料、

診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。)を都道府県警察に補助しており、都道府県警察では、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神

的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、犯罪被害者等の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料及び初診料の費用を公費により負担している。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していく。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

- * 海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の捜査の上で、診断書又は死体検案書が必要な場合は、その取得に必要な費用を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のために

犯罪被害者等が出頭する場合の旅費についても、公費により負担している。

(4) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

【施策番号15】

警察庁においては、都道府県警察に対して、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費により負担する制度に要する経費について予算措置を講じ、30年7月までに、全国において同制度が整備された。さらに、都道府県警察に対し、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に取り組むよう指導している。



トピックス 警察によるカウンセリングに関する制度について

犯罪被害者等は、犯罪による生命又は身体に対する直接的被害のみならず、その後も精神的被害に苦しめられており、特に、殺人事件等の遺族や性犯罪等の事件の犯罪被害者については、非常に深刻な精神的被害を被ることが多いとされている。

警察では、犯罪被害を受けた方の精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員を配置してカウンセリングを実施しているほか、カウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

カウンセリング費用の公費負担制度が運用される以前は、犯罪被害者等が、警察による部外カウンセリング委嘱を受けた精神科医、臨床心理士等の診療等を受けた際の診療料又はカウンセリング料を、警察において支払う制度を運用してきたところ、警察による部外カウンセリング委嘱を受けた精神科医等が大都市圏において診療等を行っていることが多く、精神的被害の回復のためにカウンセリングを必要とする犯罪被害者等にとって、同制度を利用しにくいなどの課題があった。

そこで、警察庁では、犯罪被害者等がより利用しやすい制度として、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等の診療等を受けた際に要した診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度について予算措置を講ずるとともに、同制度の全国展開を進めたところ、30年7月に47都道府県の全てにおいて、同制度が整備された。

警察庁では、犯罪被害者等やその周囲の方に、警察によるカウンセリングに関する制度について

* 「○」は、第3次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当府省庁以外の府省庁が実施している施策であることを示す。

欲的な取組事例をはじめとする有益な情報を関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関等へ配信する電子メール）を通じ、両制度の導入状況等について情報提供を行っている。既に制度を導入している地方公共団体及びその制度の概要は、本白書に掲載（P176基礎資料5-4参照）しているほか、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する基礎資料」として、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/toukei.html>）においても掲載している。

令和2年4月現在、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、2県、5政令指定都市（前年比1政令指定都市増加）、303市区町村（前年比59市区町村増加）、貸付金の制度を導入しているのは、3県、11市区町である。

⑦ 預保納付金の活用

【施策番号18】

金融庁及び財務省においては、平成28年6月、内閣府・財務省令を改正し、預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとした。

また、給付制奨学金の導入等により、預保納付金事業の内容が変わることから、同年10月、同事業の担い手を再選定し、再選定され

た担い手は、29年4月から、奨学金等の給付を開始した。

⑧ 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

【施策番号19】

平成28年11月から施行された国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者は除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害者弔慰金として国外犯罪被害者一人当たり200万円を、同犯罪の行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害者見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害者弔慰金等支給制度を運用しており、令和元年度中における国外犯罪被害者弔慰金等の支給裁定金額は1,000万円であった。また、各都道府県警察においては、広報用リーフレットやポスターの配布等を通じて、同制度の周知を行うとともに、同法の対象となる犯罪被害者等を認知した場合には、裁定申請等の制度教示を必要に応じて実施している。

外務省においても、外務省・在外公館ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html）において同制度の周知を行っている。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

① 公営住宅への優先入居等

【施策番号20】

ア 国土交通省においては、地方公共団体に対して、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮を依頼する通知を、23年度には公営住宅への優先入居等

の手續の簡素化に関する通知を発出した。

また、29年度には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の改正を踏まえ、改めて通知を発出した。

【施策番号21】

イ 公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む

地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体に要請していることについて、会議等の場で改めて各地方公共団体に周知した。

【施策番号22】

ウ 住宅の確保に窮する犯罪被害者等を支援するため、公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ等の要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

【施策番号23】

エ 国土交通省においては、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会、29年に改正・施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を行っている。

【施策番号24】

オ 国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対して、公営住宅への優先入居等の施策の周知を図っている。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

ア 厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時保護を実施しており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応している。また、犯罪被害女性等を加害者等の追及から逃れさせるため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所を行うなど、適切な制度運用に努めている。令和元年度には、これまで、定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能とされていた対象者についても、保護が必要

な被害女性の意向や状態及び状況等を踏まえた一時保護委託を可能とすることとし、適正かつ効果的な一時保護を図っている。

配偶者からの暴力や人身取引（性的サービスや労働の強要等）の被害女性等を含めた一時保護人数は、平成29年度で7,965人（要保護女性本人4,172人、同伴家族3,793人）となっている。

婦人相談所等における一時保護の状況

| 年度 | 要保護女性本人の一時保護人数 | 同伴家族の一時保護人数 | 合計 |
|--------|----------------|-------------|--------|
| 平成23年度 | 6,059 | 5,187 | 11,246 |
| 平成24年度 | 6,189 | 5,376 | 11,565 |
| 平成25年度 | 6,125 | 5,498 | 11,623 |
| 平成26年度 | 5,808 | 5,274 | 11,082 |
| 平成27年度 | 5,117 | 4,577 | 9,694 |
| 平成28年度 | 4,624 | 4,018 | 8,642 |
| 平成29年度 | 4,172 | 3,793 | 7,965 |

提供：厚生労働省

また、児童福祉法に基づき、児童相談所長等が必要と認める場合には、虐待を受けた子供等の一時保護を行うことができるが、児童虐待対応においては、子供の安全確保等が必要な場合であれば、保護者や子供の同意がなくとも、一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を「一時保護ガイドライン」等に明記し、子供の安全を迅速に確保し適切な保護が図られるよう周知している。

【施策番号26】

イ 厚生労働省においては、「少子化社会対策大綱」（27年3月閣議決定）に基づき、虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇等を改善するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、児童相談所の一時保護所における個別対応のための環境改善を推進している（31年4月1日現在で、94.2%の一時保護所において個別対応のための環境改善を実施）。また、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所の

一時保護日数や一時保護件数等のデータを把握しており、30年度の一時保護所における一時保護延べ日数は75万8,745日、所内一時保護件数は2万5,764件、委託件数は2万733件となっている。

児童相談所における一時保護の状況

| 年度 | 一時保護所における延べ日数 | 一時保護件数 | 一時保護委託件数 |
|--------|---------------|--------|----------|
| 平成24年度 | 590,627 | 20,777 | 11,268 |
| 平成25年度 | 618,009 | 21,281 | 12,016 |
| 平成26年度 | 656,103 | 22,005 | 13,169 |
| 平成27年度 | 689,873 | 23,276 | 13,674 |
| 平成28年度 | 725,449 | 24,111 | 16,276 |
| 平成29年度 | 731,157 | 24,680 | 17,048 |
| 平成30年度 | 758,745 | 25,764 | 20,733 |

提供：厚生労働省

【施策番号27】

ウ 厚生労働省においては、婦人相談所の一時的保護所で被害女性を保護するに当たり、被害女性及び同伴する家族の安全の確保、心理的ケア、同人の障害等個々のケースに応じた支援の強化のため、夜間警備体制の強化や心理療法担当職員、個別対応職員の配置を行っている。

【施策番号28】

エ 厚生労働省においては、24年度から婦人保護施設退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣アパート等を利用して生活訓練を行う場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担している。また、令和2年度予算では、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や見守り支援を行うための生活支援員の配置に対する予算補助を行うこととしている。

【施策番号29】

オ 警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯

罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助しており、都道府県警察では、両経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

今後、同制度の効果的運用について、都道府県警察を指導していく。

【施策番号30】

カ 警察庁においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

2年4月現在、63都道府県・政令指定都市、371市区町村において、犯罪被害者等が優先的に公営住宅等へ入居できるようにするなどの配慮が行われている。

公営住宅等の入居に際しての 配慮の状況（令和2年4月現在）

| 地方公共団体 (制度あり/全体数) | 抽選によらず 入居 | 入居 要件の 緩和 | 抽選 倍率の 優遇 | その他 |
|----------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----|
| 都道府県 (46/47) | 12 | 6 | 34 | 18 |
| 政令指定都市 (17/20) | 5 | 4 | 8 | 10 |
| 市区町村 (371/1,721) | 87 | 82 | 86 | 196 |

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。
 ※ 市区町村数には、政令指定都市を含まない。
 ※ 区は東京都の23区をいう。

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が相談者に対する生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行う「DV被害

者等自立生活援助事業」について、令和2年度予算において、いままでモデル事業として

実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号32】

ア 厚生労働省においては、犯罪被害等により求職活動に困難を伴う父子家庭の父、母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対して、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用助成金を支給している。

【施策番号33】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対して、犯罪被害等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号34】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職し、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対して、その者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

【施策番号35】

エ 令和元年度には、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する公共職業安定所課長・統括職業指導官研修及び公共職業安定所長研修において、犯罪被害者等への理解促進を図った。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

【施策番号36】

ア 厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度（<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>）について、ウェブサイトやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号37】

イ 全国379か所に設置されている総合労働相談コーナー（<https://www.mhlw.go.jp/>

[general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html](https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)）においては、事業主との間で生じた労働問題に関する犯罪被害者等からのあらゆる相談に対し、情報提供等を行うワンストップサービスを実施している。

個別労働紛争解決制度のパンフレット



(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号38】

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために仕事を休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図るため、厚生労働省ウェブサイト（<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>）において同制度の趣旨や導入方法を紹介するとともに、リーフレット等を作成し、関係行政機関や経済団体、労働団体等の協力の下、周

知を図っている。

被害回復のための休暇制度のリーフレット



提供：厚生労働省

コラム 2

弁護士による犯罪被害者支援手記

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員

私は平成18年に弁護士登録し、以来、犯罪被害者の支援に関わっています。

なぜか、私の所属会では、全国的にも取り上げられるような痛ましい事件、大きな事件が次々と起こっていました。

そういった事件の対応をするうちに、弁護士会の犯罪被害者支援委員会のメンバー間でもノウハウが蓄積され、チーム対応、他機関と連携した早期支援もスムーズになってきたように思います。

とある事件の支援を報告します。

幼いお子さんが殺害された事件で、マスコミ報道が過熱していた件でした。事件直後から複数機関と連携して対応していましたので、特に初動対応について、日にちごとに紹介します。

【犯人逮捕の当日】

公益社団法人被害者支援センター（以下「センター」とします。）と県警被害者支援室（以下「支援室」とします。）で支援を要するかを検討され、すぐに支援室からセンターに情報提供がなされ（支援室が被害者御遺族から了承を得て、センターに被害者情報を伝え支援を開始する。）、センターから弁護士に支援要請が入りました。

その日のうちに、センター支援員と弁護士が、支援室の用意したホテルに避難されていた御遺族と面談しました。御遺族は憔悴されており、普通にお話しできるような状況ではありませんでした。そのような中、警察対応、搬送先病院との連絡、メディア対応など、怒濤のような電話・訪問などへの対応を迫られており、心身共に限界を超えている御様子でした。

メディアスクラムへの対応が急務であったため、すぐに記者クラブに通知を入れつつ、御遺族コ

メントを発表しました。

このような際には、できるだけ窓口を集約して御遺族に取り次ぐなどして、負担がかかる範囲・回数等を減らす役割があると望ましいと思われま

【犯人逮捕の翌日】

弁護士事務所にて、弁護士チーム、支援室、センター支援員、市の被害者対応課、区役所担当部署が一堂に集まり、今後の支援について打合せを行いました。

- ・被害者の送迎、一時避難先確保など：支援室
- ・住居・生活上の支援：区役所担当部
- ・被害者保護条例の運用：市の被害者対応課
- ・心理ケア：センター支援員にてカウンセリングを手配

また、被害者が通っていた学校とも、児童への説明、お葬儀の段取り（お友達がお別れできるよう）等について、電話打合せを繰り返しました。

複数機関で情報共有し打合せを一本化したのは、項目毎に被害者が出向いたり説明を繰り返したりされる負担を軽減する趣旨でした。

【お通夜～御葬儀】

御遺体の搬送につき、メディアの追跡を避けるため警察、葬儀社とタイミング・動線等の段取り確認を入念に行いました。搬送完了後には、マスメディアに対して御葬儀の時間等を告知して、学校関係者や児童にカメラを向けないよう申し入れをしました。

これは、日程等を隠しておく、メディアの張込み等が続いてしまうため、オープンにする方が御遺族はじめ関係者の負担が少ないと判断したためです。

【その後の流れ】

大量のメディア問合せに、様々な区切りごとにコメントを出し（御葬儀の時、犯人起訴時、裁判開始時、判決時等）、不適切報道に対する申入れ等を繰り返しつつ、対応を続けました。

そして、臨床心理士とも連携しながら刑事裁判への被害者参加を行い、法廷での被害者証言（避へい措置を講じての証言に、臨床心理士の先生も付添）、被害者の心情意見陳述、参加弁護士による被害者論告等を行いました。

この間、当初の打合せのとおり、各機関がそれぞれ、送迎支援、生活支援、心理サポート等を行っていました。また、事件現場付近住民が設置した献花台には多くのお花、菓子、玩具等が供えられたため、親交のある神主にお願ひし祭事を行った上で、処分や寄付を行いました。

【まとめ】

この件では被害発生のごく初期から複数の機関が一堂に会し、情報の共有や支援の分担を行えたことから、被害者御遺族の御負担を多少なりとも軽減できたと思われま

このような連携は、平素より関係者相互のパイプを作っておき、適材適所の割振りができてこそ可能と思われま

ので、今後も、重大事件が起こってしまったときにはスムーズに動けるよう、準備と土台作りを続けていきたいと思っています。

もっとも、入念に準備をしても、それが役に立たないまま月日が流れること、すなわち、そのような被害が起こらないことを、何よりも望んでいます。